

人権文化推進計画の各重要課題について 感染症患者等に関する重要課題の進捗状況

近年の動向

【HIV 感染者、エイズ患者等】

エイズは、HIVに感染することによって引き起こされる疾患のことで、免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいる。エイズは、1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以降、世界的に広がり、深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたことが、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れてきた。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的な発達と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせることが可能になってきている。

平成2年には「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（通称：エイズ予防法）が施行され、法的に感染予防と患者・感染者の人権が守られるよう対策が執られることとなった。その後、エイズ予防法は、平成11年に患者・感染者の人権尊重を基本理念とする感染症法に統合された。

また、WHO（世界保健機構）は、1988年に世界的レベルでのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。

1996年より、WHOに代わって、UNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承した。

国及び本市においてもこの趣旨に賛同し、12月1日前後に街頭啓発キャンペーンを実施するなど、患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図っている。

さらに、平成18年には後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針が示され、正しい知識の普及啓発と保健所等における検査・相談体制を充実することが求められている。

学校教育においては、昭和47年度に全国に先駆け『性教育の手引き』を作成し、昭和56年、平成3年にそれぞれ改訂版を発行してきた。また、『エイズ教育』においても、昭和63年『エイズ指導の手引き』を作成、平成5年に改訂版を発行し、それぞれの分野において幼稚園から高等学校までの一貫した基本目標と発達段階に応じた指導内容を明らかにし、各学校での実践を促してきた。

さらに、平成14年度には、性教育とエイズ教育を1冊にまとめた『学校・園における性教育・エイズ教育指導資料』を作成し、全校に配布した。また、文部科学省から、平成14年度から3ヵ年間の『エイズ教育（性教育）推進地域事業』の指定を受け、学校・家庭・地域の連携によるエイズ教育（性教育）の実践研究を行い、その成果の普及を図ってきた。

【ハンセン病患者・元患者】

ハンセン病は、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、同法の隔離政策により、地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けることを余儀なくされてきた。

現状と課題

【HIV感染者、エイズ患者等】

日本でのHIV感染者及びエイズ患者の発生状況は、若年層を中心に年々増加傾向にあり、平成19年には過去最高でHIV感染者1,082名、エイズ患者412名の発生が報告された。これは、1日あたり平均約4人の感染者又は患者が増えていることになり、積極的な予防施策が必要となっている。

また、HIVやエイズに対する誤った認識や偏見から、感染者及び患者が医療機関で診療拒否を受けたり、患者本人が会社等で不当な扱いを受けることを恐れて、病院での積極的な治療を望めないなどの問題が生じている。

【ハンセン病患者・元患者】

ハンセン病は、感染による発病の可能性は低く、不正確な知識や思い込みにより偏見や差別が生じていたものである。

国は、「らい予防法」を平成8年に廃止するとともに、平成13年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認めた下級審判決が出され、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律が定められた。

さらに、ハンセン病患者・元患者等が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備に取り組みながら福祉の増進、名誉の回復等を図っていく「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成21年度に施行されることとなり、ようやくハンセン病患者の人権救済が現実のものとなりつつある。

今後とも、更に人権救済が図られるよう、病気の正しい理解や、差別を解消していく努力が求められる。

主な取り組み内容及び実績

【HIV感染者、エイズ患者等】

本市では、「京都市HIV対策基本指針」を策定し、本指針に基づき、①普及啓発事業、②受けやすい検査体制の確立、③相談・カウンセリング体制の充実を3つの柱として取り組んでいる。

○普及啓発事業

エイズに対する正しい知識と差別・偏見の解消を目的とし、市民に対しリーフレットの配布、地下鉄広告、市民しんぶん、FM放送等の様々なメディアを利用した啓発を行っている。

また、特に、性活動が活発な青少年への啓発対策として、市内全高等学校、大学、短大、専修学校に対し、エイズに関する啓発冊子やポスター、チラシを送付している。

さらに、12月1日の世界エイズデーに合わせて、市民一人一人がエイズについて正しく理解することを目的として、「京都市エイズ啓発街頭キャンペーン」を実施している。

○受けやすい検査体制の確立

HIV検査は、HIVに感染しているかどうかを判明するだけでなく、早期に感染を発見し適切な治療を行うことでエイズを発症させないことや、エイズの正しい知識を提供し、行動変容を促す機会であるなど、最も重要な対策として位置づけている。

市内全保健所においては、無料・匿名でH I V抗体検査を実施しており、H I V検査と同時にクラミジア、淋菌、梅毒、肝炎（B型・C型）ウイルス検査も実施している。

また、受検者の利便性を考慮し、平成17年6月から夜間H I V検査を実施し、平成19年1月から夜間H I V検査を即日検査として試行実施後、平成19年4月から本格実施した。さらに、平成19年6月からは休日検査を開始した。

これら検査体制の整備により、H I V検査件数は年々増加している。

○相談・カウンセリング体制の充実

H I Vへの感染不安は、H I Vやエイズに対する間違った知識や偏見が原因であることが多く見受けられる。京都市の全保健所、支所、保健医療課ではH I Vへの感染不安や感染していた場合の治療や生活について等、様々な悩みに対して、相談を受けており、エイズについての正しい知識を啓発している。

また、職員の知識やカウンセリング技術の向上を目的として、国が主催しているエイズ事業に携わる職員を対象とした研修へ職員を派遣するとともに、保健所のエイズ担当職員を対象としたエイズ研修を毎年3回実施している。

○医療体制の整備

エイズに関する総合的かつ高度な治療を行うために、平成5年から厚生労働省の指導に基づきエイズ拠点病院が都道府県ごとに指定されている。

京都府内では、平成7年に8箇所（うち市内4箇所）、平成8年に市内2箇所のエイズ拠点病院を指定した。

さらに、このうち京都大学医学部附属病院が平成20年7月に京都府内を代表して中核エイズ拠点病院として指定されている。

<参考>

京都市におけるエイズ相談件数、H I V検査年次別件数

	昭和62年 ～ 平成9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
相談 件数	23,346	1,767	1,652	1,721	2,129	1,524	1,645	1,708	464※	377	385	558
検査 件数	11,376	1,149	1,021	1,028	1,287	884	1,104	1,122	1,273	1,433	2,393	3,216
夜間・休日検査件数（再掲）									228	411	649	786

※平成17年から、検査時の相談は相談件数に含まないこととされた。

学校教育においては、平成17年度には、厚生労働省主催、文部科学省後援の「科学的エイズ予防教育研修プログラム」に、中学校から8校、高等学校から1校の計9校がモデル校として参加し、京都市におけるエイズ教育の推進を図った。

平成18年度は、「人づくり21世紀委員会」との連携によるエイズ予防教育「啓発用携帯パンフレット（保護者・先生用）」（京都大学大学院医学研究科 木原 雅子准教授監修「うちの子だけは関係ないしー本当のことを知ってくださいー」）を作成し、京都市立学校・幼稚園の全教員（非常勤講師除く）に配布した。

平成 19 年度は、文部科学省の委託事業である「性教育の指導に関する実践推進事業」を実施し、教職員等への研修会の開催等を通じて、発達段階に応じた効果的な指導方法を教職員等へ指導する指導者の育成を行った。

<参考>

学校教育における平成 20 年度の取組

○エイズ研修会の開催（学校保健会主催）

期日 平成 20 年 10 月 28 日

場所 総合教育センター

内容 京都市学校保健会主催「健康教育シンポジウム」

主題『現代的課題に対応した「性・エイズ等に関する教育」』

講演 演題 「STD（性感染症）の現況」

講師 保科 眞二 氏（保科医院 院長）

シンポジウム

【ハンセン病患者・元患者】

○普及啓発事業

ハンセン病についての正しい知識の普及とハンセン病元患者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向け、資料展示施設でのハンセン病関係の企画展（崇仁コミュニティセンター資料展示施設 平成 21 年 3 月 7 日～4 月 4 日）の実施や人権情報誌への啓発記事の掲載（あい・ゆーKYOTO 平成 13 年 12 月，平成 14 年 5 月，平成 16 年 5 月）等の取組を進めている。